

省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組の 融資利息の一部を補給します！

対象要件

いずれかを満たすこと

指定金融機関(※裏面参照)が行う以下事業への融資が対象

- ・エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業
- ・新たに省エネルギー設備を導入し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業
- ・データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

利子補給率

最大 **1%** ※

利子補給期間

最大 **10年間**

利子補給金支払

年2回

※ 貸付利率1.1%以上 → 1.0% 貸付利率1.1%未満 → 貸付利率から▲0.1%

融資計画書の 受付期間

第2回 平成30年7月3日(火)～7月25日(水)

第3回 平成30年8月上旬～9月中旬(予定)

第4回 平成30年10月上旬～11月上旬(予定)

※予算額に達した場合、当該受付期間をもって、融資計画書の受付を終了します。

利子補給金の申請の流れ

融資契約締結前

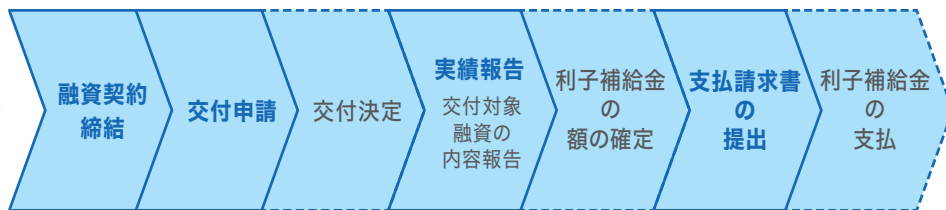
事業者と指定金融機関の共同提出



事業者の手続きは
ここまでです

融資契約締結以降 (実線部分は申請者側の作業内容です)

指定金融機関による申請



※本年度より、交付申請に先立ち融資計画の内容を審査します。

融資計画の内容が本事業の要件を満たしている案件に対し、予算の範囲内で交付方針の決定を通知します。

※融資計画書の提出及び交付申請にあたっては必ず交付規程と公募要領をご確認ください。

